

令和7年度

和歌山市

育児支援助成事業

小学生以下のこどもを3人以上養育している家庭の負担を軽減するため、小学校就学前のこどもに係る対象事業の利用料(自己負担分)の合計額(年額15,000円を上限とする。)を予算の範囲内において助成します。

対象事業

- 一時預かり事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
(ショートステイ・トワイライトステイ)
- 病児・病後児保育事業

※市が実施している事業等に限ります

助成対象となる方

- 和歌山市内に住民登録をしている
- 小学生以下のこどもを3人以上養育している
- 小学校就学前のこどもを養育している

..以上全ての要件を満たす方

助成 上限額

年15,000円(令和7年4月1日利用分から助成対象とします)

申請 期限

対象事業を利用以後、最初の3月31日まで
※ただし、3月に利用した分は4月末日までとします
(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)

助成金の支給を受けるまでの流れ

申請書および
添付書類一式を
提出

申請に必要なもの
●領収書
(対象事業利用分)
●印鑑
(シャチハタ不可)

審査後、市から
助成金交付決定
通知書を送付

同封の
助成金請求書類に
必要事項を記入し
提出(郵送可)

市から
指定の銀行口座へ
助成金を振込み

幼児教育・保育の無償化の対象となるご家庭へ

上記の対象事業を利用し、幼児教育・保育の無償化(施設等利用費の支給)の対象となる場合は、育児支援助成事業の対象にはなりません。(※ただし、支給の上限額を超えた利用料については、この事業の対象になります。)

申請・お問い合わせ先 こども未来部 子育て支援課(市役所東庁舎2F)

電話:073-435-1329 FAX:073-435-1341

育児支援助成事業の対象事業について

下記施設情報は令和7年4月1日時点の情報となります※年度途中で変更となる場合がありますのでご了承ください

一時預かり事業（一般型）

保護者の傷病や緊急な用事等の理由により、幼児を保育所等において一時的にお預かりする事業です。

対象施設

公立保育所

- 西脇
- 小倉
- 安原
- 川永
- 宮北

公立認定こども園

- 芦原こども園
- 本町こども園

私立認定こども園

- さつきこども園
- 広瀬幼保園
※R7.7.18事業終了
- 和歌山認定こども園
- つくし幼保園
- まことなるたきこども園

[利用に関する問合せ]

・公立保育所、認定こども園 → 保育こども園課(073-435-1064)
・私立認定こども園 → 各施設

ファミリー・サポートセンター事業

育児の援助ができる方(提供会員・スタッフ会員)を紹介し、相互の信頼と合意の上で一時的にこどもを預けられる市が設立した会員組織です。

[利用に関する問合せ]

きのくに子どもNPO（事務局:073-424-3770）

一時預かり保育事業（幼稚園型）

認定こども園の幼稚園部(教育部分)や幼稚園(新制度移行園)に在籍している園児を対象に長期休業日などに実施している預かり保育事業です。

対象施設

公立認定こども園

- 芦原こども園
- 本町こども園

私立認定こども園

- 片男波こども園
- ようすい子ども園
- さつきこども園
- 三宝幼稚園
- いさお幼稚園
- 和歌山ひかり幼稚園
- 名草幼稚園
- 広瀬幼保園
- 新堀こども園
- 愛徳幼稚園
- 木ノ本こども園
- たから幼稚園
- こひつじこども園
- しょうぶこども園
- ひまわりこども園
- かんどりこども園
- じろうまるこども園
- みどり幼稚園
- 山口こども園
- とうようこども園
- まつえ幼稚園
- ほしや子ども園
- 和歌山認定こども園
- まことこども園

[利用に関する問合せ]

各施設へお問い合わせください

病児保育事業

こどもが風邪などの病気(あるいは回復期)で、集団保育の利用や保護者の勤務の都合で看病できない場合に、一時的にこどもを預かる事業です。

対象施設

- 病児保育室
「ぴょんぴょん」
(月山チャイルドケアクリニック内)
- せせらぎの病児保育
(せせらぎクリニック内)
- くじらっこ
(和歌山生協病院内)

[利用に関する問合せ]

各施設へお問い合わせください

病後児保育事業

こどもの病気が回復期であるが、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育所でお預かりする事業です。

対象施設

- 杭ノ瀬保育所

[利用に関する問合せ]

保育こども園課（073-435-1064）

ショートステイ

保護者が病気などの理由で、一時的にこどもの養育が困難になったとき、児童養護施設等でお預かりする事業です。

[利用に関する問合せ]

こども家庭センター（073-402-7830）

トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事の理由で、夜間や休日に家庭でのこどもの養育が困難になったとき、児童養護施設でお預かりする事業です。

[利用に関する問合せ]

こども家庭センター（073-402-7830）